

錦江町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成25年11月20日(水)午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 庁議室
- 出席委員(20人)

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第27号 農地転用事業計画変更申請について

議案第28号 農地法第4条許可申請について

議案第29号 農地法第5条許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第32号 非農地証明願について

議 長 只今より平成25年度第8回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

本日の総会は、委員は全員出席であります。支所担当書記の中野好太郎さんが公務出張のため遅れるとのこととあります。

錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に 20番基委員 と 1番近川委員 を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いいたします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

委 員 (委員からの発言なし)

議 長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

「議案第27号 農地転用事業計画変更申請について」 を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第27号 農地転用事業計画変更申請について」 説明いたします。

この案件につきましては、平成25年1月7日に H 自治会の N・T さんから申請のあった 「農地法第4条許可申請」、これは農家住宅用地への転用申請でありまして、同月25日の定例総会において承認し、県へ進達して、同年2月26日付で許可となったものに係る変更申請です。

住宅の規模等には変更はなく、当初計画のとおり完成しておりますが、建設位置を誤って、当初計画した位置より北東側を控えてしまったことで、南側に隣接する自己所有の農地にはみ出して完成したことから、住宅登記ができず、資金の融資も受けられない状況となってしまうことから、事業計画の変更申請が出されたものです。

議案第28号の農地法第4条許可申請とも関連するわけですが、事業計画変更しようとする土地は、

- ・ 田代川原字釜牟田3523番3、地目は登記簿、現況ともに田、地籍は30㎡
- 次が、田代川原字釜牟田3525番2、地目は登記簿、現況ともに田、地籍は40㎡
- 次が、田代川原字釜牟田3563番、地目は登記簿、現況ともに田、地籍は209㎡

で、3筆の合計は、279㎡となっています。

既に許可になっている面積と併せても570㎡で、農家住宅用地の許可の上限である1,000㎡以下でありますので、問題はないと思っております。

3563番が住宅が入り込んだところですが、残りの部分については農業用倉庫の建設も検討されているようです。

3523番3と3525番2は、住宅地への通路用地目的で分筆をされたところであります。

担当調査委員は、1番の近川委員です。 以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員の調査報告をお願いします。

1番 近川委員、お願いいたします。

1番 近川委員 今、事務局の方から詳しく説明がございましたが、11月18日に会長、事務局職員と現地を確認いたしました。

農家住宅ということで、家はほとんど完成しております。特に問題はないかと思っております。 終わります。

議 長 　ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第27号について、質問、異議等
はございませんか。

事務局 　補足をします。
3ページが変更申請書ですが、変更申請書の中の1番が申請がありました住宅用地への
転用の関係の土地、地番であります。
そして、2番の事業計画変更しようとする土地というのが、今回、分筆をしまして、転
用申請するところでもあります。4ページの土地分筆計画図に地番が入れてあります
が、網掛けしてあるところの3筆になります。
住宅位置を実践で書いてあるのが、出来上がった家の場所でありまして、点線で書いて
あるところが、当初計画して出来上がる予定だった位置であります。
この位置が、3563番の方にずれてきているということで、上がってきた申請です。

議 長 　質問はありませんか。

委 員 　（委員の中から「ありません」の声）

議 長 　異議なしと認めます。
「議案第27号 農地転用事業計画変更申請について」を採決します。
お諮りします。 議案第27号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 　（委員の中から「異議なし」の声）

議 長 　異議なしと認めます。したがいまして、「議案第27号 農地転用事業計画変更申請に
ついて」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に 「議案第28号 農地法第4条許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　「議案第28号 農地法第4条許可申請について」 説明いたします。
受付番号1号になりますが、この件につきましては、議案第27号との関連で、先ほど
も説明申し上げましたとおり、農家住宅用地及び住宅地への通路用地として、転用しよう
とするものであります。
以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、1番 近川委員、調査報告をお願いします。

1番
近川委員 　事務局から説明があつたとおりであります。
別には、ございません。

議 長 　ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第28号について、質問、異議等
はございませんか。

委 員 　（委員の中から「ありません」の声）

議 長 　異議なしと認めます。
「議案第28号 農地法第4条許可申請について」を採決します。
お諮りします。 議案第28号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 　（委員の中から「異議なし」の声）

議 長 　異議なしと認めます。したがいまして、「議案第28号 農地法第4条許可申請につい
て」は、原案のとおり県農業会議の常任会議員会議に諮問し、許可の議決があつた後、許
可することに決定しました。

次に 「議案第29号 農地法第5条許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは「議案第29号 農地法第5条許可申請について」説明いたします。
この件につきましては、前回の定例総会において審議していただきました、農業振興地域（農地利用計画）変更申出のあった4件のうち2件について、転用申請面積が2haを超えておまして、九州農政局との協議が必要なために、期間を要することから、県の農業振興地域（農地利用計画）変更計画の決定前に転用の可否の方向について審議をしていただくものです。

事務局 | 転用の理由及び内容については、いずれも、賃貸によって、太陽光発電設備を設置するために現況の畑から太陽光発電施設用地へ変更するものです。
事業計画の概要等についても、それぞれ、資料を添付してありますので、確認をお願いします。
また、転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除に関する記載もあることを申し添えておきます。

まず、受付番号4号について、説明いたします。
本件の事業計画の概要等は、総会資料の12ページからになります。
申請者は、Tさん、O市に拠点を置く事業体です。
申請地は、
・田代麓字荒田原4581番5、地目は台帳現況ともに畑、地籍は6,600㎡
次が、田代麓字荒田原4584番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は5,435㎡
次が、田代麓字荒田原4584番3、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3,075㎡
次が、田代麓字荒田原4584番4、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,90㎡
次が、田代麓字荒田原4584番5、地目は台帳現況ともに畑、地籍は4,246㎡
次が、田代麓字荒田原4584番6、地目は台帳現況ともに畑、地籍は948㎡
次が、田代麓字荒田原4586番3、地目は台帳現況ともに畑、地籍は7,318㎡
次が、田代麓字荒田原4586番9、地目は台帳現況ともに畑、地籍は257㎡
次が、田代麓字荒田原4586番10、地目は台帳現況ともに畑、地籍は262㎡で
9筆の合計面積は、28,142.90㎡となっています。
この件に関する担当調査委員は、3番の東郷委員です。

次の受付番号5号の事業計画の概要等は、総会資料の18ページからになります。
受付番号5号の申請者は、Mさん、K市に拠点を置く事業体です。
申請地は、
・馬場字宝付3608番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は216㎡
次が、馬場字宝付3609番4、地目は台帳現況ともに畑、地籍は650㎡
次が、馬場字宝付迫3601番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は3,794㎡
次が、馬場字宝付迫3602番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は2,959㎡
次が、馬場字宝付3603番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は961㎡
次が、馬場字宝付3604番2、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は1,487㎡
次が、馬場字宝付3607番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は580㎡
次が、馬場字宝付3609番2、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は650㎡
次が、馬場字宝付3610番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は863㎡
次が、馬場字宝付3611番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は2,064㎡
次が、馬場字宝付3612番、地目は台帳は山林、現況は畑、地籍は739㎡
次が、馬場字村ノ後3617番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3,392㎡
次が、馬場字村ノ後3618番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は9,667㎡で
13筆の合計面積は、28,022㎡となっています。
この件に関する担当調査委員は、10番の平原委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、調査報告をお願いいたします。
初めに、3番東郷委員、お願いいたします。

3番
東郷委員 | はい。今、説明がありましたけれども、18日に申請者の立会いのもと、会長をはじめ事務局の職員も一緒に現地確認に行きましたが、周りもみんなお茶を止めちよって、山になっておまして、周りの方にも別に問題はなく、周りのお茶を止めて山になったところも業者の方なんか、あそこも良いなあ、というようなことを話していたようですが、まず、もう周りはお茶、農業を止めちよって、山になっていますので別に問題はないと思います。 以上です。

議長 ありがとうございます。
次に、10番平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番平原委員 ご報告いたします。
ここも先月、除外申請が出た分です。18日に会長はじめ事務局と調査に行ってきたんですが、Mの方も来ていらっしゃいました。
先月説明したようにですね、太陽光発電で、筆数が13筆になっていますが、畑は5、6枚しかありません。拓いてですね。
16ページに計画図面がありますが、大体このような形で据え付けるということでございました。
除外申請も出ていますし、別に問題はないかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第29号について、質問、異議等はありませんか。

4番木原委員 5号の所有者は何人。
10番平原委員 2人です。
7番牧原委員 借地料は。
18番安水委員 200万。200万円ち書いちゃ。

事務局 山添の方は、反当7万円で契約されているようです。
田代の方は、年間ということで280万円で契約をされているようです。

議長 他に、異議はありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。
「議案第29号 農地法第5条許可申請について」を採決します。
お諮りします。議案第29号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第29号 農地法第5条許可申請について」は、原案のとおり意見書を付して県に進達することに決定しました。

事務局 次に「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」説明いたします。
資料は、24ページからになります。

受付番号6号の譲渡人は Y・I さん Y 自治会の方です。
申請地は、
・神川字椎木6428番3、地目は台帳現況とも畑、地積は2,148㎡
次が、神川字椎木6428番10、地目は台帳現況とも畑、地積は2,183㎡で、2筆の合計は、4,331㎡になります。
譲受人の Y・S さんは、Y 自治会の方です。
Y さんの経営規模は、世帯員7、労働力2で、自作地が44,889㎡で、葉たばこ、加工用大根、甘藷を主体に経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、AP-1が3台となっています。
担当調査委員は、11番の宿利原委員です。

事務局 | 次に、受付番号7号の譲渡人は S・H さん F 県在住の方です。
申請地は、
・神川字大馬瀬324番2、地目は台帳現況とも田、地積は748㎡
次が、神川字大馬瀬326番1、地目は台帳現況とも田、地積は408㎡で、
2筆の合計は、1,156㎡になります。
この案件は、農地保有合理化事業により、公益財団法人鹿児島県地域振興公社が取得希望者に代わって一定期間取得し、その間、取得希望者は賃貸借によって耕作し、契約期間終了までに、買い取るものであります。
賃貸借をされる農家の情報等については、議案第31号の利用権設定で出てまいりますので、その時に説明します。
担当調査委員は、6番の牧原委員です。 以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、調査報告をお願いいたします。
初めに、受付番号6号につきましては、11番の宿利原が報告いたします。

11番
宿利原委員 | 譲り渡し人の Y・I さんは、譲受人である Y・S さんのおじさんです。
S さんは、認定農業者でもあり、後継者もいて、タバコ、大根を主に経営を行っております。
全ての畑をきれいに管理されて、畑も全部作っておりますので、何ら問題はないかと思っております。

議 長 | 次に、受付番号7号につきまして、7番牧原委員、調査報告をお願いいたします。

7番
牧原委員 | ご報告いたします。
この件についてはですね、以前からあっせん申し出が上がってまして、S・H さんの方が、もう適当な値段で処分してくれんだろうかということで、今回、あっせんが決まりまして、後もって買い受け人も出て来るんですが、現在、この田んぼについては、1枚になっております。
売り値の方はちょうど100万円ということで、公社が買い受けをして、後もって出て来る N さんに貸付けをするという形のものでございます。
場所は、S からまっすぐ行ったところです。 以上です。

議 長 | ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第30号について、質問、異議等はありませんか。

18番
安水委員 | 6号の価格は。

11番
宿利原委員 | 申し忘れましたが、全部で200万円です。
10アール50万円位です。

18番
安水委員 | もう一ついいですか。
この公社の貸し付け地、1,485㎡ですが、これは。

事務局 | 今現在で、公社が所有している農地です。
T さんが借りています。 24年度に契約した分です。

18番
安水委員 | わかりました。

議 長 | 他に、異議はありませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を採決します。
お諮りします。 議案第30号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

会議資料のとおり、今回は、93筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の調査報告、質疑等を8回に分けて行い、その都度、議決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、受付番号143号から150号までについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号143号から150号までについて説明いたします。
資料は、26ページからになります。

まず、受付番号143号の貸し人は、O・Kさん、K県在住の方です。
申請地は、
・田代川原字宮前303番、現況地目は田、地積は、1,264㎡です。
貸付期間は平成25年12月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、粃30kg3俵となっています。
借り人は、Y・Yさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者2、自作地1,719㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機がそれぞれ1台となっています。
担当調査委員は、1番の近川委員です。

事務局 次の受付番号144号と145号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。
この2件の貸し人は、S・Kさん、S自治会の方です。
申請地は、
144号が、馬場字旭原4225番1、現況地目は田、地積は、577㎡
145号が、馬場字旭原4225番5、現況地目は畑、地積は、1,550㎡で、
2筆の合計は、2,127㎡となります。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で米2俵となっています。
借り人は、S・Hさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員5、従事者4、自作地13,410㎡、小作地35,462㎡で、水稻と甘藷を主体にした経営をされています。
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、いも掘り機、軽トラック、乾燥機がそれぞれ2台と1tトラック、コンバインがそれぞれ1台となっています。
担当調査委員は、2番の鈴委員です。

次の受付番号146号の貸し人は、Y・Mさん、N自治会の方です。
申請地は、
・田代麓字立神5152番5、現況地目は田、地積は、1,394㎡で
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で米2俵となっています。
借り人は、U・Kさん、N自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地4,847㎡、小作地6,401㎡で、水稻とインゲンを主体にした経営をされています。
農業従事日数は180日、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラック、田植機がそれぞれ1台となっています。
担当調査委員は、3番の東郷委員です。

事務局

次の受付番号147号の貸し人は、H・Tさん、K自治会の方です。
申請地は、
・馬場字木原ノ上1970番1、現況地目は田、地積は、3,001㎡のうち1,474㎡で、
貸付期間は平成25年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は、70,000円となっています。
借り人は、N・Hさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者3、自作地53,360㎡、小作地1,471㎡で、茶、インゲン、パレイショを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、管理機、防除機がそれぞれ1台となっています。

次の受付番号148号の貸し人は、T・Tさん、M自治会の方です。
申請地は、
・城元字押切1454番1、現況地目は田、地積は、2,122㎡で、
貸付期間は平成25年12月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、50,000円となっています。
借り人は、U・Kさん、Y自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、雇用が6人で1800日、自作地4,167㎡、小作地3,571㎡で、ネギを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、軽トラック3台の他、普通トラック、トラクター、動力噴霧機、コンプレッサーがそれぞれ1台となっています。

続けて説明いたしました、受付番号147号と148号の担当調査委員は、4番の木原委員です。

事務局

次の受付番号149号の貸し人は、K・Sさん、A自治会の方です。
申請地は、
・神川字木原畑7635番2、現況地目は畑、地積は、2,933㎡で、
貸付期間は平成25年12月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、10a当たり10,000円となっています。
借り人は、K・Mさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、雇用が3人で300日、自作地12,820㎡、小作地9,377㎡で、大根、さつまいもを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター2台の他、タイヤショベル、マニユアスプレッダ、ライムソーがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号150号の貸し人は、S・Hさん、K市在住の方です。
申請地は、
・神川字中之萩6612番1、現況地目は畑、地積は、7,653㎡です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成31年12月14日まで、小作料は、10a当たり15,000円となっています。
借り人は、T・Mさん、U自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、雇用が4人で350日、自作地52,917㎡、小作地21,332㎡で、甘藷、大根を主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台の他、タイヤショベル、管理機、大根掘り取り機、大根洗い機がそれぞれ1台となっています。

続けて説明いたしました、受付番号149号と150号の担当調査委員は、6番の黒瀬委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、調査報告をお願いいたします。初めに、受付番号143号についてを、1番近川委員、お願いいたします。

1番
近川委員 | はい。 145号でございますが、 O・K さんの分ですが、この方は、ご覧のとおり K 県に在住でございます。
以前は、別な人が作っておりましたが、今回、 Y・Y さんが借りるということで、新規でございます。彼も4、5年前に K 市からUターンして、今、米作りに専念しているようでございます。
ほとんどすべての条件をクリアしていますので、問題はないかと思えます。
水田も常時良く管理されております。意欲も十分でございます。有望な青年で、今後期待が持てるんじゃないかと思えます。別に問題はないかと思えます。
以上です。

議 長 | ありがとうございます。
次に、受付番号144号と145号についてを、2番鈴委員、調査報告をお願いいたします。

2番
鈴委員 | はい。 この案件は、以前、耕作放棄地にならないようにということで、 S・H さんに借りてもらったところの継続でございます。
錦江町の定める要件はすべて満たしております。前途有望な青年でございます。
何ら問題はないかと思えます。 以上です。

議 長 | ありがとうございます。
次に、受付番号146号についてを、3番東郷委員、調査報告をお願いいたします。

3番
東郷委員 | はい、ご報告申し上げます。
これは継続ですが、 Y・M さんは病院にいらっしゃって、田んぼはできないということ。
U・K さんは、議員を辞められて、今は、夫婦で農業を一所懸命がんばっていらっしゃいますので、何ら問題はないかと思えます。 よろしくお願ひします。

議 長 | ありがとうございます。
次に、受付番号147号と148号については、4番木原委員、調査報告をお願いいたします。

4番
木原委員 | 147号につきましては、継続でありまして、 N・H さんがハウスいんげんを作っております。
N さんについては、茶が主な耕作種目ですが、認定農家でもありますので、何ら問題はないかと思えます。

4番
木原委員 | 148号につきましては、親戚関係にありまして、今までも U さんが借りて、ハウスでネギを作っていたわけですが、今回、利用権設定をした方がいいんじゃないかということで、 T さんの娘さんの方から相談を受けて、今回、利用権を結んだものであります。
U さんにつきましては、ここにもありますとおり、ネギが主体でありまして、雇用の6人のうち2人は息子さんでありまして、給料を払っているというような状況で、経営も大変安定しているようでありまして、要件も満たしておりますので、何ら問題はないかと思えます。
以上です。

議 長 | ありがとうございます。
次に、受付番号149号と150号については、6番黒瀬委員、調査報告をお願いいたします。

6番
黒瀬委員 | そいじゃ、ご報告申し上げます。
まず、149号でございますけれども、借り人の K・M さんと K・S さんは兄弟でございます、この案件については継続でございます。
彼も認定農家でございます、今、まさに大根、からいも、高菜、それぞれ面積を拡大しながら頑張っている青年でございます。先ほどもありましたとおり、機械等も揃えていらっしゃる方でございまして、全ての要件をクリアしているものと思えますので、一つよろしくお願ひいたします

事務局

次の受付番号153号と154号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、
続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、I・Kさん、T自治会の方です。

申請地は、

153号が、神川字宮前597番、現況地目は田、地積は、397㎡

154号が、神川字鳥浜631番、現況地目は田、地積は、573㎡で、

2筆の合計は、970㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、もみ
米400kgとなっています。

借り人は、H・Tさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者
3、自作地4、977㎡、小作地7、427㎡で、肉用牛、バレイショ、水稻を主体にし
た経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター1台と、トラック、管理
機がそれぞれ2台となっています。

次の受付番号155号の貸し人は、F・Nさん、現在、Kに入所されている方
です。

申請地は、

・神川字諏訪ノ下384番2、現況地目は田、地積は、718㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
20,000円となっています。

借り人は、H・Tさんで、経営概況等につきましては、153号、154号で説明
したとおりであります。

次の受付番号156号と157号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、
続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、S・Tさん、T自治会の方です。

申請地は、

156号が、神川字東上之迫1279番4、現況地目は畑、地積は、4,088㎡

157号が、神川字東上之迫1279番10、現況地目は畑、地積は、1,170㎡
で、2筆の合計は、5,258㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、2年
目から全部で31,000円となっています。

借り人は、H・Tさんで、経営概況等につきましては、153号、154号で説明
したとおりであります。

事務局

次の受付番号158号と159号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、
続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、155号と同じF・Nさんです。

申請地は、

158号が、神川字前目2119番1、現況地目は畑、地積は、1,128㎡

159号が、神川字南大迫1965番1、現況地目は畑、地積は、1,175㎡で、
2筆の合計は、2,303㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、
20,000円となっています。

借り人は、F・Mさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者
3、自作地13、349㎡、小作地24、878㎡で、肉用牛、バレイショを主体にした
経営をされています。

農業従事日数は350日、農業機械の所有状況は、トラクター、トラックがそれぞれ2
台とコンバイン、タイヤショベル、ハーベスターがそれぞれ1台となっています。

事務局

次の受付番号160号から163号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この4件の貸し人は、Y・Nさん、T自治会の方です。

申請地は、

160号が、神川字岩渕1005番1、現況地目は畑、地積は、911㎡

161号が、神川字岩渕1006番、現況地目は畑、地積は、983㎡

162号が、神川字岩渕1008番1、現況地目は畑、地積は、1,066㎡

163号が、神川字岩渕1009番2、現況地目は畑、地積は、827㎡で、

4筆の合計は、3,787㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で15,000円となっています。

借り人は、F・Mさんで、経営概況等につきましては、158号・159号で説明したとおりであります。

次の受付番号164号と165号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、I・Kさん、K市在住の方です。

申請地は、

164号が、神川字下牧972番、現況地目は畑、地積は、1,651㎡

165号が、神川字下牧973番、現況地目は畑、地積は、2,059㎡で、

2筆の合計は、3,710㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、

164号が12,000円、165号が14,000円となっています。

借り人は、F・Mさんで、経営概況等につきましては、158号・159号で説明したとおりであります。

次の受付番号166号の貸し人は、S・Aさん、K市在住の方です。

申請地は、

・神川字諏訪ノ前374番1、現況地目は田、地積は、481㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、米100kgとなっています。

借り人は、A・Mさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員5、従事者2、自作地7,506㎡、小作地1,597㎡で、バレイショ、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラック、管理機がそれぞれ2台とトラクター、耕うん機、田植え機がそれぞれ1台となっています。

事務局

次の受付番号167号の貸し人は、T・Mさん、F市在住の方です。

申請地は、

・神川字諏訪ノ前383番2、現況地目は田、地積は、464㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、米130kgとなっています。

借り人は、A・Kさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地8,120㎡、小作地6,503㎡で、肉用牛、水稻、バレイショを主体にした経営をされています。

農業従事日数は320日、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機がそれぞれ2台と耕うん機が1台となっています。

次の受付番号168号の貸し人は、S・Aさん、A市在住の方です。

申請地は、

・神川字勝野1184番1、現況地目は畑、地積は、1,699㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、7,000円となっています。

借り人は、T・Mさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自作地2,384㎡、小作地6,088㎡で、肉用牛、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は330日、農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、耕うん機、管理機がそれぞれ1台となっています。

事務局

次の受付番号169号の貸し人は、 K・H さん、 O 自治会の方です。
申請地は、
・馬場字田ノ神後1669番1、現況地目は田、地積は、1, 215㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
40, 000円となっています。
借り人は、 U・Y さん、 T 自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者
2、雇用が3人で200日、小作地1, 215㎡で、葉ネギを主体にした経営をされてい
ます。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラック2台、管理機3台の他、ト
ラクター、耕うん機、ブレンダーがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号170号と171号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、
続けて説明いたします。
この2件の貸し人は、 鹿児島県地域振興公社 さん、鹿児島市に拠点を置く公益財団
法人です。

申請地は、
170号が、神川字大馬瀬324番2、現況地目は田、地積は、748㎡
171号が、神川字大馬瀬326番1、現況地目は田、地積は、4083㎡ で、
2筆の合計は、1, 156㎡となります。
貸付期間は平成25年12月13日から平成28年12月12日まで、小作料は、
170号が7, 480円、171号が4, 080円で、総額は11, 560円となってい
ます。
借り人は、 N・Y さん、 K 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
1、自作地12, 649㎡、小作地4, 526㎡で、バレイショ、インゲン、ブロッコ
リーを主体にした経営をされています。
農業従事日数は270日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機が
それぞれ1台となっています。 以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたしま
す。

受付番号151号から171号までについてを、7番牧原委員、お願いいたします。

7番
牧原委員

はい、ご報告いたします。
まず、151号と152号については、借り人は S・K さんです。
彼は、肉用牛、バレイショ、水稻、インゲンと多種多様に作っていらっしゃるんです
が、皆さんもご承知のとおりで、継続案件でございます。
農地の利用状況は、若干悪い所もあって注意もしたんですが、ある程度は、改善されて
おりまして問題はなかろうかと思えます。

153・154号、それに155号、156・157号の H・T さんですが、彼
は、まだ32歳という若さで、認定農家でもあり、肉用牛、バレイショ、水筒を主体に、
農地の利用状況も何ら問題はなく、牛の爪切り等もやっています、一所懸命頑張ってお
ります。

この156と157号については、今回、新規で上がってきていますが、この件につい
ては、 H さんが探してきました、耕作放棄地解消事業でどうだろうかということで、
推進員の S さんと一緒に見て、 S さんと S さんの交渉で決まったような次第
で、1年目は小作料はありませんで、2年目から発生するというようになっております。
H さんについても何ら支障、問題はないと思えます。

158・159号、160・161・162・163号、164・165号の F・M
さんですが、彼も肉用牛を主体にバレイショ、水稻ということで、認定農家であり、継続
案件でもございます。

農地の利用状況については、何ら問題はないかと思えます。

166号の A・M さんは、次の167号の A・K さんとは親戚関係でありまし
て、バレイショと水稻が主体です。

機械の所有と農地の利用状況については、何ら問題はございません。
継続案件でございます。

7番 牧原委員 167号の A・K さんにつきましては、肉用牛が主体で、他に水稻、バレイショと
いうことで、奥さんと2人で、一所懸命頑張っているらしいです。
こちら76歳とある程度高齢なんですが、農地の利用状況についても何ら問題ござい
ません。

次は168号ですね。
T・M さんも肉用牛が主体で、夕方行ってもほとんど会えない状態で、晩の8時、9
時でないと帰ってきませんというような状況で、牛舎まで行って話をさせていただいたと
ころです。
この方も認定農家で、農地の利用状況、機械の所有も問題はございません。
継続案件です。

169号の U・Y さんですが、彼もまだ若いですが、ネギを主体にですね。一所懸
命です。農業を始めて、まだ間もないんですが、一所懸命頑張っているらしいです。
農地の利用状況についても、すごく良くて、小作料については貸主の K・H さん
が、前までは5万円でしたけれども今回から4万円に下げますということでした。
これも継続案件です。

170・171号ですが、先ほどありましたように地域振興公社の分については N・
Y さんですね。
この方は、ハウス物もされていて、以前、法務局の競売で落とされましたハウスについ
てもきれいに整理がされて、また、新しいハウスを隣に作りまして、一所懸命頑張ってい
らっしゃいます。
農地の利用状況、その他についても何ら問題はございません。
以上で終わります。 よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
ただ今、受付番号151号から171号について、担当委員から調査報告がありました
が、質問、異議等はございませんか。

18番 安水委員 はい。 151・152号の S・K さんですけれども、借地料の未納とかは発生し
てはいないですか。

7番 牧原委員 あのですね、未納がある分については、田んぼを耕したり。
この前もそれが1件あったんですけど、貸主さんの方もそこら辺をわかっていらっしや
るのか、どうなのかわかんないですけども、ちょっと滞納があるということでおっしゃい
ました。ですけど、畑を耕したり、田んぼをトラクターを持ってきて耕うんしてくれたり
とか、いろいろしてくれるもんですから、その分と相殺してます、ということですね。
じゃ、どうされますか、と伺ったんですけども、現状のままでいいですよ、というこ
とで、貸主さんがおっしゃるもんですから。
この2件については、貸主さんも、何ら支障はないので、現状維持で結構です、という
ことで了解をいただいております。

10番 平原委員 よかけ。この153・154号の小作料の米400キロというのは、間違いじゃない。

7番 牧原委員 いや、米400キロです。

10番 平原委員 取れた米がほとんどじゃらを。全部じゃらを。

7番 牧原委員 400キロでいいんですか、と原口さんに聞いても、今までどおりでいいです、という
ことで。

10番 平原委員 だいたい、反当500キロ、有り無しじゃが。

7番 牧原委員 米の他にインゲンを作ったりとか、それで本人さんも了解をしているんじゃないです
か。これは一応確認を取って、どうなんだ、ということ聞いてたら、いやいいですよ、と
いうことで了解を得て出していますから。

18番 安水委員 金にすれば、8万円じゃっど。200円にしたてん。

7番 牧原委員 米の後はインゲンを作ったりとか。
実は、鳥浜でもあったんですよ。要するに、米を植えるとおっしゃってるんだけど、米を植えた後、今度は草を植えたり、他の春物を植えたり、いろいろしてらっしゃるんですけども、そういう利用は良いんですか、と。
一応契約上、年間を通じての契約になっていますので、利用については、貸し主の本意ではなくて、借り主本位になりますよ、というのは言ったんですけども。
結構、そういう方も多いです。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号151号から171号についてを採決します。
お諮りします。議案第31号のうち受付番号151号から171号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号151号から171号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 ここでしばらく休憩を取りたいと思います。
3時まで休憩とします。

(休憩) ※書記の中野が帰庁し、出席

議長 休憩前に続きまして、会議を再開します。

次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号172号から185号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号172号から185号について、説明いたします。

まず、受付番号172号と173号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、O・Yさん、S自治会の方です。

申請地は、

172号が、田代麓字溝下455番1、現況地目は田、地積は、1,000㎡

173号が、田代麓字溝下455番2、現況地目は田、地積は、394㎡で、2筆の合計は、1,394㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、米35kg1袋となっています。

借り人は、Y・Hさん、Y自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自作地5,168㎡、小作地51,661㎡で、肉用牛、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、ミニローバレーがそれぞれ1台とトラック2台、他となっています。

事務局 | 次の受付番号174号の貸し人も、 O・Y さんです。
申請地は、
・田代麓字御手洗119番1、現況地目は田、地積は、233㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
米35kg1袋となっています。
借り人は、 H・M さん、 S 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
1、雇用が年間延べ20日、自作地1、848㎡、小作地2、346㎡で、イチゴ、水稻
を主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、バーベ
スター、動噴、軽トラックがそれぞれ1台とその他となっています。

事務局 | 次の受付番号175号の貸し人は、 K・T さん、 S 市在住の方です。
申請地は、
・田代麓字大根田1番1、現況地目は畑、地積は、1,988㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料は、
粃だと思いますが、バインダー2袋となっています。
借り人は、 K・I さん、 F 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
2、小作地1、988㎡で、水稻、園芸を主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、噴霧器が
それぞれ1台とその他となっています。

続けて説明いたしました、受付番号172号から175号の担当調査委員は、8番の
鍋委員です。

次の受付番号176号と177号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、
続けて説明いたします。
この2件の貸し人は、 T・M さん、 K 市在住の方です。
申請地は、
176号が、田代麓字栢木馬場1950番1、現況地目は田、地積は、700㎡
177号が、田代麓字栢木馬場1950番2、現況地目は田、地積は、130㎡ で、
2筆の合計は、830㎡となります。
貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、使用貸借のため、小
作料は発生しません。
借り人は、 I・Y さん、 H 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
1、小作地17、844㎡で、肉用牛を主体にした経営をされています。
農業従事日数は340日、農業機械の所有状況は、トラクター2台と、タイヤショベル
、ロールベアラ、ラッピングマシン、ヘイテッダ、モアー、ヘイメーカーがそれぞれ1台
となっています。

次の受付番号178号から180号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですの
で、続けて説明いたします。
この3件の貸し人は、 M・M さん、 Y 自治会の方です。
申請地は、
178号が、田代麓字山神2722番1、現況地目は田、地積は、680㎡
179号が、田代麓字出口2911番1、現況地目は田、地積は、874㎡
180号が、田代麓字出口2912番1、現況地目は田、地積は、1,881㎡ で、
3筆の合計は、3,435㎡となります。
貸付期間は平成25年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料は、
10a当たり 7,000円となっています。
借り人は、 M・K さん、 N 自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者
3、自作地22.081㎡、小作地49,701㎡で、肉用牛を主体にした経営をされて
います。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、軽トラ2台、トラクター3台の他、
2tダンプ、モア、ラッピングマシンがそれぞれ1台となっています。

事務局

次の受付番号181号の貸し人は、 K・M さん、 S 県在住の方です。
申請地は、
・田代麓字永山1269番2、現況地目は畑、地積は、2, 499㎡です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料は、
10a当たり 8, 000円となっています。
借り人は、 S・H さんで、経営概況につきましては、144号・145号で説明したとおりであります。

次の受付番号182号の貸し人は、 O・M さん、 I 自治会の方です。
申請地は、
・田代麓字永山1269番1、現況地目は畑、地積は、1, 502㎡です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料は、
10a当たり 8, 000円となっています。
借り人は、同じく S・H さんで、経営概況等につきましては、144号・145号で説明したとおりであります。

続けて説明しましたが、受付番号176号から182号の担当調査委員は、9番の樋渡委員です。

次の受付番号183号の貸し人は、 O・S さん、 K 市在住の方です。
申請地は、
・馬場字天松院ノ下1955番1、現況地目は田、地積は、1, 443㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
30, 000円となっています。
借り人は、 O・M さん、 T 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地1, 965㎡、小作地1, 443㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラックとなっています。

次の受付番号184号の貸し人は、 T・K さん、 T 自治会の方です。
申請地は、
・馬場字堂ノ上2154番1、現況地目は田、地積は、430㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
15, 000円となっています。
借り人は、 T・K さん、 T 自治会の方です。経営規模は、世帯員7、従事者4、雇用が1人で180日、自作地5, 541㎡、小作地1, 309㎡で、水稻、インゲン、ピーマン、バレイショを主体にした経営をされています。
農業従事日数は250日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機となっています。

次の受付番号185号の貸し人は、 Y・M さん、 T 自治会の方です。
申請地は、
・馬場字宮下1859番1、現況地目は田、地積は、206㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、使用貸借のため、小作料は発生しません。
借り人は、 A・K さん、 M 町在住の方です。経営規模は、世帯員3、従事者1、錦江町内の小作地が206㎡で、水稻、インゲンを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、草刈機、トラックとなっています。

続けて説明いたしましたが、受付番号183号から185号の担当調査委員は、10番の平原委員です。 以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたので、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

　初めに、受付番号172号から175号までを、8番鍋委員、お願いいたします。

8番
鍋委員　　はい、それでは説明します。

　172・173号の溝下という所は、田代の S 自治会の入り口のところになります。

　この所は、以前、私が8反歩位、この同じ Y・H さんにあっせんをしまして、利用権設定を結んでいるものですから、今回、今まで作っておられた方が、今限りで、再契約しないということでしたので、Y さんの方に相談に行ってお話を伺いました。Y さんは、後継者もおられますし、農地の利用状況、それから従事日数など、全ての要件をクリアしていると思われました。

8番
鍋委員　　次の174号の H・M さんですが、この方は独身ですけれども、イチゴを主体にして、自家用の米を作っているらしいんですが、畑の管理状況は、それぞれしっかりと手入れをされておりまして、これも問題はないかと思われました。

　175号の K・I さんにつきましては、イチゴと水稲ということで、この K さんのほ場につきましては、米を作っているらしいんですが、管理もしっかりされておりまして、問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 　ありがとうございました。

　次に、受付番号176号から182号についてを、9番樋渡委員、調査報告をお願いいたします。

9番
樋渡委員　　はい、ご報告いたします。

　176号と177号は借り人が I・Y さんですが、この方は認定農家でもあり、全ての要件をクリアしている方です。それと、ほ場もですね、草刈とかもされて、大変きれいに耕作されている方です。何ら問題はないかと思っております。

9番
樋渡委員　　178号から180号までの借り人の M・K さんですが、この方も認定農家ですね、現在、後継者もおりまして、その後継者がお父さんよりも管理を良くやっております。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

　それから、181号、182号の S・H さんですが、この方も認定農家ですね、先ほどもあったとおり要件はすべてクリアしております。

　何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 　ありがとうございました。

　次に、受付番号183号から185号についてを、10番平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番
平原委員　　はい、報告します。

　183号の O・M さんと S さんは兄弟で。高齢ではありますけれども、もう何年も前から M さんの方が作っておられます。きれいにされております。

　184号の T・K さんは、T・K さんのここを昔から作っておられまして、借地料も、今まで2万円だったんですが、もう長くつくっちゃっじと、1万5千円に、5千円ほど下げてくださいました。

　T・K さんは、ピーマンが主体で、親子で一所懸命頑張っておられる方です。

　185号の A・K さんは、M 町の方ですが、この場合は、山の下で、あまり日当たりも良くないと。たぶん、この人しか借り手もないだろうというような場所ですね。ま、きれいにされております。

　N の方でも農業をしているということで、面積はこれだけじゃないということでした。以上です。

議 長 　ありがとうございました。

　ただ今、受付番号172号から185号について、担当委員から調査報告がありましたので、質問、異議等はありませんか。

2番
鈴委員 | ちょっといいですか。
この172・173号と174号は、貸し人は同じで、小作料が大分違うようだけれども、これは何か条件が違うんですか。

8番
鍋委員 | 174号ですか。
実は、このの所は、面積的には1反歩位あるんですが、名義が違うもう一人の方の分も一緒に作っておられまして。名義人は違うんですが、昔、売買は成立しているということで、ここに上がってきているのはこれだけですけれども、内容的にはそのようになっています。

事務局 | 補足します。
実は、鍋委員が言われたように、昔、隣の農地を購入されてまして、それを今は、1枚の田にされているんですが、名義がどうしても変わらないということで、名義の方が○さんじゃなくて、課税の方も名義の方がされている状況で、そこらあたりの手続きをされていてらっしゃらなかったのも、名義が違うものを利用権設定するのはおかしいかということ。
一応、その面積が719㎡だったので、全体では1反位あるということで、借地料については、そのまま生かして載せてあるところです。

2番
鈴委員 | わかりました。あまりにも違うがと。思っ。

議長 | 他にありませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号172号から185号についてを採決します。

お諮りします。議案第31号のうち受付番号172号から185号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号172号から185号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号186号から201号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号186号から201号について、説明いたします。

まず、受付番号186号から188号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、O・Kさん、O在住の方です。

申請地は、

186号が、神川字二子塚8155番、現況地目は畑、地積は、1,067㎡

187号が、神川字二子塚8125番、現況地目は畑、地積は、948㎡

188号が、神川字二子塚8129番、現況地目は畑、地積は、1,014㎡で、

3筆の合計は、3,029㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で22,000円(10a当たり7,000円)となっています。

借り人は、F・Tさん、M町在住の方です。経営規模は、世帯員5、従事者2、雇用労働力2、錦江町内の小作地が20,049㎡で、花木(しきみ)を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、ビーバー2台の他、管理機、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局

次の受付番号189号の貸し人は、M・Eさん、桜原自治会の方です。

申請地は、

・神川字二子塚8154番1、現況地目は畑、地積は、1,014㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、8,000円となっています。

借り人は、F・Tさんで、経営概況等につきましては、受付番号186号から188号で説明したとおりであります。

次の受付番号190号の貸し人は、M・Kさん、K市在住の方です。

申請地は、

・神川字二子塚8130番1、現況地目は畑、地積は、1,008㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、7,000円となっています。

借り人は、F・Tさんで、経営概況等につきましては、受付番号186号から188号で説明したとおりであります。

続けて説明いたしましたが、受付番号186号から190号までの担当調査委員は、13番の鮫島委員です。

事務局

次の受付番号191号と192号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、D・Aさん、K在住の方です。

申請地は、

191号が、城元字三角4697番1、現況地目は畑、地積は、2,256㎡

192号が、城元字三角4698番3、現況地目は畑、地積は、4,920㎡で、

2筆の合計は、7,176㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、10a当たり20,000円となっています。

借り人は、D・Yさん、D自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者1、雇用が2人で150日、自作地29,656㎡、小作地34,674㎡で、かんしょを主体にした経営をされています。

農業従事日数は、280日、農業機械の所有状況は、トラクター5台のほか、ハーベスター、ショベル、ブームスプレアーがそれぞれ1台となっています。

受付番号191号と192号の担当調査委員は、16番の畠中委員です。

次の受付番号193号の貸し人は、 T・S さん、 K 市在住の方です。
申請地は、
・馬場字寺前ノ上2016番1、現況地目は田、地積は、1,381㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
35,000円となっています。
借り人は、 T さん、 K 自治会に拠点を置く農業生産法人です。経営規模は、構
成員2、従事者2、雇用が23人、小作地41,746㎡で、葉ネギ、レタスを主体にし
た経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター3台、乗用防除機と動力噴霧機がそれぞれ2台、ト
ラック6台となっています。

次の受付番号194号の貸し人は、 T・H さん、 K 市在住の方です。
申請地は、
・馬場字芝山441番4、現況地目は田、地積は、304㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
米25kg2俵となっています。
借り人は、 同じく T さんで、経営概況等につきましては、受付番号193号で説
明したとおりであります。

事務局 次の受付番号195号と196号の貸し人は、 E・Y さん、 K 市在住の方
です。
申請地は、
195号が、馬場字西ノ下887番、現況地目は田、地積は、813㎡
196号が、馬場字西ノ下887番1、現況地目は田、地積は、1,043㎡ で、
2筆の合計は、1,856㎡となります。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
全部で米30kg10俵となっています。
借り人は、 同じく T さんで、経営概況等につきましては、受付番号193号で
説明したとおりであります。

次の受付番号197号の貸し人は、 O・Y さん、 N 県在住の方です。
申請地は、
・馬場字芝山486番1、現況地目は田、地積は、1,347㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
玄米8俵となっています。
借り人は、 同じく T さんで、経営概況等につきましては、受付番号193号で説
明したとおりであります。

事務局 次の受付番号198号と199号の貸し人は、 M・K さん、 K 県在住の方
です。
申請地は、
198号が、馬場字宮下1833番1、現況地目は田、地積は、1,009㎡
199号が、馬場字宮下1833番2、現況地目は田、地積は、64㎡ で、
2筆の合計は、1,073㎡となります。
貸付期間は平成25年12月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、
全部で15,000円となっています。
借り人は、 同じく T さんで、経営概況等につきましては、受付番号193号で説
明したとおりであります。

次の受付番号200号の貸し人は、 H・Y さん、 O 自治会の方です。
申請地は、
・馬場字天松院ノ下1942番1、現況地目は田、地積は、2,868㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
米30kg、20俵となっています。
借り人は、 同じく T さんで、経営概況等につきましては、受付番号193号で説
明したとおりであります。

次の受付番号201号の貸し人は、 K・Y さん、 S 自治会の方です。
申請地は、
・馬場字芝山451番1、現況地目は田、地積は、840㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、
30,000円となっています。

借り人は、 N・K さん、 T 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者
2、自作地1,009㎡、小作地2,400㎡で、インゲン、バレイショを主体にした経
営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、管理機がそ
れぞれ1台となっています。

続けて説明いたしました、受付番号193号から201号までの担当調査委員は、
17番の寺田委員です。 以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいた
します。

初めに、受付番号186号から190号までを、13番鮫島委員、お願いいたします。

13番
鮫島委員

はい、ご報告を申し上げます。

ただ今、事務局の方で詳しく説明がございましたけれども、186号から190号まで
のこの農地は、桜原自治会の集落を通り抜けて、途中から右に曲がって浜田に行く道路が
ありますけれども、その道路の左側の部分の土地でございます。

この借り人の F さんは、 M 町の方でございまして、32歳と若く、農地の利用
状況も大変よくて、農業に対する意欲、能力を備えており、要件のすべてを満たしている
ものと思います。

審議の方をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、受付番号191号と192号についてを、16番畠中委員、調査報告をお願いい
たします。

16番
畠中委員

はい、ご報告します。

191号、192号の借り人の D・Y さんは、認定農業者でもあり、今、かん
しょ、白菜を耕作しています。

農地の利用状況は、良く管理されておりまして、農業に対する意欲と能力もあり、何ら
問題はないと思います。 よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

次に、受付番号193号から201号についてを、17番寺田委員、調査報告をお願い
いたします。

17番
寺田委員

ご報告申し上げます。

193号の件は、他の方が作っていらっしゃったんですけれども、もう高齢のために作
れないということで、隣接して耕作していた T さんに作ってもらえないか、作りませ
んか、という話があったそうです。

194号から196号は、先月あっせんに出てきた、売りたい、という案件のものでご
ざいます。ここは T さんが作っていらっしゃった関係で、買いませんか、と話を持っ
て行ったところ、今はちょっと待ってくれ、ということで、契約の始まりが12月1日と
なりましたけれども、3年後には T さんが買います、ということで、今回、3年間の
利用権設定をすることにしました。

197号の O・Y さんの分は、継続でございます。

17番 寺田委員 198号と199号は、10aに対しまして、1万5千円なんですけれども、これは、ほんとにきれいな三角形の田んぼでございまして、作る人がいなかったもんですから、最初は、1万円かどうか、という話で持って行ったんですけれども、それじゃ僕が可哀そうじゃないの、とか言われましたんで、1万5千円で、ということで T さんに持っていきました。
T さんは、利用権を設定するに当たり、言うこともなく、全ての要件を満たしているものと思います。

17番 寺田委員 201号ですけれども、これは新規になってますけれども、H さんの土地でございまして、H・T さんが亡くなられた関係で、K・Y さんに、娘さんということで相続されて、新たに新規で N さんと契約していただきました。
この時も、以前は840㎡で5万円という小作料だったんですけれども、相談しまして、3万円に下げてくださいました。
N さんは、2年前までは兼業農家だったんですけれども、定年されて、今は奥さんと二人で、本当に一所懸命仕事をされてますし、耕作地もすべて、きれいにかんりされておられて、何ら問題はないと思います。
審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号186号から201号について、担当委員から調査報告がありましたので、質問、異議等はございませんか。

8番 鍋委員 すみません。
この T さんの件ですが、当該農地の耕作物の所には 葉ねぎ とだけ書いてあるわけなんですけれども、これから見ますと小作料は、米であったり、現金であったり、とか出てきて、水稻というものが出てこないもんですから、そこらへんのところはどの程度作られているのかなあ、と思って質問させていただきました。

17番 寺田委員 米なんかですけれども、裏作に ねぎ を作っていらっしゃって、後は米を作って、小作米にしたりしてます。
農家情報の中に T の小作地が 4万1千 とありますけど、実際は、どの位あるのか本人もわからないような状況です。

事務局 いいですか。
会社で借上げをしているのが、この 41, 746㎡でありまして、後は、代表者の T・H さん個人が所有する農地、あるいはお父さん名義の分とかで、会社の耕作面積には含まれていません。
利用権を結ぶように促してはいるんですが、本人も忙しくてそこまで進んでないということです。これらを入れると、面積は相当あると思います。
その分は 寺田洋人 さんの個人の農家台帳に載せてあります。

8番 鍋委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号186号から201号についてを採決します。
お諮りします。議案第31号のうち受付番号186号から201号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号186号から201号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号202号から224号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号202号から224号について、説明いたします。

事務局 | まず、受付番号202号の貸し人は、O・Mさん、K自治会の方です。
申請地は、
・神川字河崎2628番2、現況地目は田、地積は、459㎡です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、米2俵となっています。
借り人は、T・Kさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自作地5、129㎡、小作地459㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクターと軽トラックがそれぞれ2台と耕うん機、バインダー、ハーベスターがそれぞれ1台となっています。

以下、受付番号224号までの担当調査委員は、19番の徳永委員です。

事務局 | 次の受付番号203号の貸し人は、A・Yさん、A県在住の方です。
申請地は、
・神川字河崎2626番1、現況地目は田、地積は、1,059㎡です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
粳（米）5俵となっています。
借り人は、T・Kさんで、経営概況につきましては、受付番号202号で説明したとおりであります。

次の受付番号204号の貸し人は、K・Sさん、K自治会の方です。
申請地は、
・神川字屋敷迫7416番1、現況地目は畑、地積は、2,118㎡です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は、
20,000円となっています。
借り人は、N・Kさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者1、自作地3,974㎡、小作地39,484㎡で、肉用牛生産を主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター2台の他、ロールベアラ、タイヤショベル、ラップマシン、マニユア、トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の受付番号205号と206号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。
この2件の貸し人は、M・Hさん、R自治会の方です。
申請地は、
205号が、神川字井手ノ河3024番2、現況地目は田、地積は、637㎡
206号が、神川字前田2997番1、現況地目は田、地積は、349㎡で、
2筆の合計は、986㎡となります。
貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、
受付番号205号が粳（米）2俵、206号が転作料となっています。
借り人は、K・Hさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者2、雇用が1人で300日、自作地12,799㎡、小作地19,523㎡で、肉用牛生産、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター4台、2tトラック3台、軽トラック2台の他、デスクモア、ロールベアラ、コンバインがそれぞれ1台となっています。

事務局 | この後の案件につきましては、会が始まる前に訂正をお願いしましたとおり、受付番号が一つずつ繰り上がりますので、お間違いのないようにお願いします。

次の受付番号207号と208号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人も、M・H さんです。

申請地は、

207号が、神川字松尾5897番1、現況地目は畑、地積は、3,331㎡

208号が、神川字松尾5883番2、現況地目は畑、地積は、1,306㎡ で、

2筆の合計は、4,637㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で20,000円となっています。

借り人は、I・S さん、K 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地6,032㎡、小作地5,181㎡で、露地野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック2tがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の受付番号209号の貸し人は、B・T さん、K 自治会の方です。

申請地は、

・神川字山ノ頭4698番1、現況地目は畑、地積は、1,045㎡ です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、9,000円となっています。

借り人は、M・M さん、K 自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、小作地1,045㎡で、インゲンを主体にした経営をされています。

農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号210号と211号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、I・H さん、K 自治会の方です。

申請地は、

210号が、神川字有村2542番1、現況地目は田、地積は、899㎡

211号が、神川字有村2545番2、現況地目は畑、地積は、662㎡ で、

2筆の合計は、1,561㎡となります。

いずれも、新規の契約となりますが、受付番号210号は、借り主の変更によるもので、受付番号211号は新たに利用権設定するのものです。

よって、貸付期間は、受付番号210号が平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、受付番号211号が平成25年12月1日から平成30年12月14日までとなります。

小作料については、経営所得安定対策の手続きを貸し人が行うということで、この契約は使用貸借となり、小作料は発生しません。

借り人は、K・K さん、K 自治会の方です。経営規模は、世帯員8、従事者3、自作地33,543㎡、小作地4,818㎡で、肉用牛生産を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台の他、ショベル、ロールベアラ、ラップマシン、トラック、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号212号の貸し人は、N・M さん、K 自治会の方です。

申請地は、

・神川字入料2250番、現況地目は田、地積は、1,643㎡ です。

貸付期間は平成25年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、15,000円となっています。

借り人は、F・M さんで、経営概況等につきましては、受付番号158号、159号で説明したとおりであります。

事務局

次の受付番号213号の貸し人は、I・Hさん、T自治会の方です。
申請地は、

・神川字城788番1、現況地目は田、地積は1,190㎡です。
貸付期間は平成25年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、米5俵となっています。

借り人は、M・Yさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者3、小作地8,848㎡で、水稲、じゃがいもを主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、芋植え機、田植え機、管理機、トラックがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号214号の貸し人は、N・Aさん、K自治会の方です。

申請地は、

・神川字原田3211番1、現況地目は田、地積は、640㎡です。

貸付期間は平成25年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、米2俵となっています。

借り人は、M・Yさんで、経営概況等につきましては、受付番号213号で説明したとおりであります。

事務局

次の受付番号215号の貸し人は、I・Tさん、K自治会の方です。

申請地は、

・神川字寺ノ上4832番、現況地目は畑、地積は997㎡です。

貸付期間は平成25年12月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、8,000円となっています。

借り人は、K・Sさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者3、自作地9,225㎡、小作地1,366㎡で、露地野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号216号から219号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この4件の貸し人は、A・Yさん、K自治会の方です。

申請地は、

216号が、神川字長次郎滝ノ下2418番、現況地目は田、地積は、255㎡

217号が、神川字有村2530番2、現況地目は田、地積は、489㎡

218号が、神川字有村2530番6、現況地目は田、地積は、67㎡

219号が、神川字有村2530番7、現況地目は田、地積は、205㎡で、4筆の合計は、1,016㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため、小作料は発生しません。

借り人は、I・Sさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員1、従事者1、自作地5,378㎡、小作地1,915㎡で、肉用牛生産を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台の他、自走モア、ロールベアラ、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の受付番号220号から224号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですの
| で、続けて説明いたします。
| この5件の貸し人は、 T・K さん、 K 自治会の方です。
| 申請地は、
| 220号が、神川字長迫4029番、現況地目は畑、地積は、446㎡
| 221号が、神川字長迫4030番、現況地目は畑、地積は、1,031㎡
| 222号が、神川字長迫4031番、現況地目は畑、地積は、3,947㎡
| 223号が、神川字長迫4031番乙、現況地目は畑、地積は、3,897㎡
| 224号が、神川字堀波見3983番、現況地目は畑、地積は、1,009㎡ で、
| 5筆の合計は、10,330㎡となります。
| 貸付期間は平成25年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は、
| 全部で 100,000円となっています。
| 借り人は、 F・T さんで、経営概況等につきましては、受付番号186号から18
| 8号で説明したとおりであります。
| 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたしま
| す。
| 受付番号202号から224号までについて、19番徳永委員、お願いいたします。

19番 徳永委員 | はい、報告します。
| まず、202号、203号の借り人の T・K さんは、兼業農家ですけれども、休
| むの日は農作業をしております。
| この2筆以外にも借りてるところがありますけれども、すべて自分の分も含めて、良く
| 管理をされております。
| なお、203号につきましては、新規になっておりますが、今まで直接契約で借りてお
| られたのを、今回、新規ということで利用権設定をする分です。
| 契約内容は、今までどおりの内容になっております。

19番 徳永委員 | それから、204号の借り人の N・K さんは、牛の飼育農家ですけれども、自分一
| 人で頑張っておられる方です。
| これも継続です。問題ないと思います。

205号、206号の K・H さんは、ご存知の認定農家ですし、肉用牛を大々的に
| やっておられる方です。これも継続ですが、良く管理をされてますので、問題ないと思
| います。
| なお205号は、米を作りますので米2俵となっていますが、206号の方は、飼料を
| 作られますが、この転作の申請を貸し人の M さん自身がする、と、その転作料を小作
| 料に換えるという契約になっております。

207号、208号の I・S さん。これも継続ですが、畑の方、それから田んぼを
| 含めて、良く管理されています。
| I・S さんは、この場所では、インゲン、白菜なんかを植えておられますが、畑の方
| は、露地野菜を専門に作っておられる方です。良く管理されております。

209号の M・M さん。これも継続ですけれども、兼業農家です。
| お父さんの方が、大々的に田んぼ、畑をされておられて、勤めながらその加勢をして
| いるという方です。
| この209号の土地についてはインゲンを作っておられますけれども M さんの方
| で、借りるという形で、 M さんになっております。実質はお父さんが作っておられま
| す。

それから 210号、211号の K・K さんも認定農家です。牛を中心にされております。

これは、使用貸借ということになっておりますが、前作を作っておられた方が、事情があって、解約、作らないということになりまして、K さんと話をし、作りましよう、ということになりました。

K・K さんは、I さんの教え子になります。師弟関係です。

貸付け開始が異なりますが、210号については、前借りていた方が作っていた田んぼですね。211号は新しく貸し付けるという田んぼになります。従って、貸付け開始が異なります。

19番
徳永委員

212号から214号は、すべて新規です。

212号の貸し人の N・M さんは、ご主人が亡くなられて、自分で田んぼをしておられましたが、高年齢で、もう作れないということで、この隣の田んぼを飼料米を植える田んぼとして F・M さんが借りておられましたので、F さんに話をし、借りるということになりましたので、新規でしております。

F・M さんの経営内容については、先ほど牧原委員の方から詳しく話をされましたので、省略いたします。

213号と214号、これは、今まで直接契約で耕作されていた場所ですが、今回から貸借契約を結んで耕作する、ということになりまして、この二人の分を M・Y さんが借りることになりました。

M・Y さんが直接契約されてた分を利用権を結ぶという形になった内容です。

小作料金は、今までどおりということで、この内容になっております。

M・Y さんの方は、この他にもたくさん借りておられまして、いずれも良く管理されておりますので、問題ないと思います。

それから215号の K・S さん。この方も自分の土地、自分の田・畑、借りてるところも良く耕作されておりますので、問題はないと思います。

今、この場所にはソバが植えてあります。

それから216号から219号の貸し人の A・Y さん、借り人の I・S さんの契約は、使用貸借になっております。

前回までは、若干の小作物納でされておりましたけれども、家も近く、友人同士ということで、使用貸借に変える、ということで小作料はない、ということになりました。

内容は継続です。

19番
徳永委員

それから220号から224号の借り人の F さん。

この土地ですが、シキミを植えてる場所です。継続ですけれども、貸付期間が 27年までの2年間ということになりました。

小作料も若干上がりまして、これはですね、10年前に、ここのシキミの契約を結んだ時に、10年後に土地を購入する、という条件で貸し付けたんだ、というのが T さんの言い分です。F さんの方は、その言い分は契約を結んだ後に出てきた話だ、ということで、いろいろもめた土地です。

しかも小作料は、その当時は反の7千円でしたので7万7千円で済んだんですが、今回、2年の10万円と。その土地を買うという条件があったんだ、ということも強く言われてですね。いろいろと話をした結果として、こういう結果になりました。

2年後にどうするかというのは、産業振興課の方ともいろいろと打ち合わせをしながら、この土地の話は進めて行きたいという風に思います。

F さんは、管理はしっかりされておりますので、問題ありません。 以上です。

議 長

ただ今、受付番号202号から224号について、担当委員から調査報告がありました。質問、異議等はございませんか。

事務局

はい。徳永委員、いいですか。

この T・K さんと F さんの件なんですけど、ちょっと聞いた話によると、ここに太陽光発電の話があったらしいんですが。

19番
徳永委員

はい。T さんの方は、それも含めてですね。それもあって・・・

事務局 | そんなことで、契約更新はしないようなことを F さんに話を・・・

19番
徳永委員 | いや、それはなかったです。

事務局 | いや、あったらしいです。 F さんの方に、私の聞いたところでは・・・
で、 F さんの方が、太陽光発電のその話があったから・・・
ま、継続はもうできんという話をされたみたいで、 T さんが・・・
シキミを急にそう言われても、植える場所がないから、ということで、2年間継続に
なったというふうに聞いたんですが、そこら辺りはどうだったのかなあ、と思って。

19番
徳永委員 | あの地区に太陽光という話は、あったらしいですが、電柱が全然来ておりませんので、
太陽光は難しいということは、もうわかっていたんですが、どうも、その辺のニュアンス
は、あるな、とは思ってましたけど。 K さんに聞いても、それは一切、私には言わな
いですね。太陽光発電のことは、一切言わないです。

事務局 | F さんの方が、シキミの方の関係で、林務の担当の方に相談をしたみたいでですね。
で、あのう、話がちょっとあって、急に解約をしても植える場所もないし、という風な話
を、ちらっとしたみたいなんですよ。

19番
徳永委員 | その事も含めて話をしたんです。

事務局 | ただ、ま、この場所は、桜原地区からの農地の流れで、あの、一種農地になるところな
ので、一応、林務の担当には、もし、太陽光が出てきたとしても、許可できる場所ではな
いということは、話はしたんですよ。

7番
牧原委員 | この T・K さんは、202号と203号の借り人の T・K さんと一緒なんです
か。

19番
徳永委員 | 一緒です。

事務局 | 202号と203号は、田んぼだけど、ここは畑なので。シキミが植えてあるので。経
営作が違うので。

7番
牧原委員 | それはいいの。前は、田んぼは田んぼ、田んぼと畑は別やったけ。

事務局 | 本人の経営作が違うわけですよ。

19番
徳永委員 | ここはもう、シキミを植えてあるからね。

事務局 | 経営体が、 T さんの経営体として、シキミがされてないです。

19番
徳永委員 | 本人はしてないです。シキミは。

7番
牧原委員 | 本人はしてなくても、貸してるがね。
だから、自分ののを貸して、他人から借りると・・・

事務局 | 自分の畑は、良いということじゃなかったですけ。
畑を借りられた訳じゃなくて、田んぼなので。

7番
牧原委員 | 畑も、田んぼも借りるのは一緒じゃない。
自分のを貸して、借りるちいうのは、おかしいんじゃないのか、ちいうこと。

事務局 | 畑には、米は作れないですよ。

7番
牧原委員 | 何で、野米は作いがなつたど。

事務局 | 陸稲は作れるけど・・・
その、前のときは、そういうことで許可をしました。

議長 | いいですか。前にもそういうのがあって・・・
ま、言えば、ハウスの方は畑を持ちよって、畑はなんじゃ作らんじ、ハウスばっかい
作って、人に貸したという例も、今までは認めてきちよった、ち思たいば。
ま、言えば、経営が違うということ。

15番
落司委員 | 経営は違ごたかもしれんばってんを、前、借っちよって、貸すったおかしはねか、ちい
うのをここで問題になったこっがあつたいなあ。

議長 | そいもあつたいば、ま、言えば、ハウスでピーマンかトマトしか作らんじ、他んた作ら
んじ、いらんたっじ、て言うそげんとがあらせんがったけ。

10番
平原委員 | ようするに、ほら、ハウスならハウスばっかいしか作らんじ、他んといは、くるっ、
ちいうともあつたはを。

議長 | あつたいなあ。

7番
牧原委員 | 永年作だから仕様はないんだけどね、シキミは。

事務局 | 私が来てからあつたんですけど、やっぱりシキミだったと思うんですが、特用林産物
は、自分の経営の中から外してます、他の露地のものを作ってる、と。
その後は、作る人に貸して、自分は露地ができる田んぼや畑をば借りる、というような
のが出てきましたもんね。その時にも少し、どげんやっつけ、ち出たけど、後は大きな問
題にはならんかったと思ってます。

7番
牧原委員 | あの、広さが全然違うが、ち思ってよ。
貸す方が多くて、借りる方が少ない。

事務局 | T・K さんが兼業ということもあるので。
専業農家であればですよ、また、面積的にも広くできるのかなあ、と思いますけど、兼
業農家ですので、その水稻を中心に、そういった農業しかされていないと思いますので、
畑の方は貸されていると思います。

10番
平原委員 | わかったで、よかど。

7番
牧原委員 | 了解です。

2番
鈴委員 | 田代ん、採草地のあいも、そげなこっがあつたいな。こん前。

4番
木原委員 | それはを、言っちゃないやっだどん、前ん局長の説明で、要件を満たさんことになる、
ち言うことやらせんがったけ。自分のものを貸して、他ん人んのを借りる、ちいうのは。
そん要件のそこへんが、満たさるつたれば良いだろうけど、何か、ダメだ、ちいうこと
で、処理をした記憶もあつたどんなあ。そいが、そん経営基盤強化法の中で謳われちゃっ
とか、その辺が無いんであれば、問題はないと思うけど。

2番
鈴委員 | 去年も、あん田代ん、 Y さんやったけな、耕作放棄地の問題の再生したところ
を・・・

4番
木原委員 | 耕作放棄地やっで良かが、ち言っせえ。

2番
鈴委員 | 似たようなもんいやっであ。

4番
木原委員 | 前ん局長は、そん頃は、その辺をやかましゅ言っせえ。

事務局 | 田んぼと畑では違うから良かはなかけ、というのを前の局長は言われたような気がしま
す。

4番 木原委員 | 経営基盤強化法でその辺のところをどう謳ってあるのか、あたかも、もうその辺は覚え
ちよらんで・・・
ま、そこせかクリア出来たれば、良いんじゃないかと。
ま、言えば自分の農地を管理していない、耕作していない、というのに該当する要件が
あればダメだ、ち思いたいば。

事務局 | 貸してはいけない、というところは謳ってなかったような気がします。

4番 木原委員 | ここで認めて、県あたいかい指摘を受けたいとか、そんなのが無ければ、皆が承認すれ
ば、済んこっじゃいかも知れん。

17番 寺田委員 | 極端に言えば、大根占水田でハウスを借ってを、作っちょい衆はどっさいおいわけやら
を。そん衆が、上辺の畑を持ちよって、そん畑を他人せえ貸せがならんてなればを、
かった耕作放棄地やら、荒山やらを・・・
ま、木原さんが言うのは、それを通していく条件を満たしているのか、ち言うこっ
じゃち思いたいば。

4番 木原委員 | 前は、ダメじゃ、ち。

事務局 | 前の局長が言やったときには、本人さんが経営者としてですよ・・・
何と言うんですけ。田んぼも畑も作ってる人が、その畑を貸すとなったらおかしい、と
言う風に言われなかったですけ。
例えば、もう田んぼしかない人が、実質的には畑は、・・・

18番 安水委員 | あんまい悪質じゃね限いは、・・・

15番 落司委員 | 誰かやったたいばんな、借りて、今度は、貸せた、ちいうこっやれ。
そいは、おかしはねか、ち言うこっで、ここでちつとばっかい言うたような気がすった
ばんな。いっじゃったかは、わからんば。

3番 東郷委員 | 田代のを去年、耕作放棄地事業に・・・、今年や、お願いがしっおいばつを。
あれで・・・

事務局 | そこは地目が同じ田だったので、問題であったわけであって。
田んぼを貸して、田んぼを借りる、というのはおかしんじゃないか、ということであっ
て・・・

9番 樋渡委員 | 土地の集積というこを考えれば、あんまい難っかす言えば、土地の集積ち言うたでけん
ごんなっどなあ。

事務局 | だから耕作放棄地の解消であるち言うことで、新しいんじゃないのかということ、
話があったんでしたから。
たとえば、田んぼと田んぼじゃなく、田んぼと畑では、やはり、また、条件が違ってく
るところも若干ある訳ですよ。

2番 鈴委員 | ま、を。たとえば、あそこは離れちよっじ人に貸せっせえ、こっちん纏めっせえ、自分
の土地の隣をば借りようかという、集積しようというような話も出て来るち思うわけを。
良かとじゃねどかい、ち思いたいばを。おいや。

4番 木原委員 | 別にどうち言うあれじゃなくて、後で、どうこうちいう、法的に問題せか、別にねけ
や。

事務局 | 基盤強化法での利用権設定というのは、農地利用集積計画となってますね。
ま、鈴委員も言われたように農地の集積ですので、例えば、自分がそのお、耕作に便利
なところをまとめて借りて、反対に不便なところは他のまた集積される方に貸すというこ
とはあり得るといふうに・・・。
目的が集積ですので、そういう意味から言ったらあり得るのかなあ、とは思いますが
ど・・・

1番
近川委員 解釈の仕方じゃれば、良か方せえ、考ぐれば良かとを。

4番
木原委員 この件ぬ反対すいわけじゃねわけを。

15番
落司委員 良か、ち言えば良かわけを。

9番
樋渡委員 前向きに考えて行かんと集積ちいうのはでけんごんなつど。

議 長 他にありませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

議 長 異議なしと認めます。「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号202号から224号についてを採決します。
お諮りします。議案第31号のうち受付番号202号から224号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号202号から224号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 M 委員の退室を求めます。(M 委員=退室)

次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号225号と226号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号225号と226号について、説明いたします。

事務局 受付番号225号と226号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、M・Sさん、K市在住の方です。

申請地は、

225号が、神川字黒瀬6473番1、現況地目は畑、地積は、5,120㎡

226号が、神川字大平6477番4、現況地目は畑、地積は、6,343㎡で、2筆の合計は、11,463㎡となります。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で115,000円となっています。

借り人は、M・Nさん、M自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者2、雇用労働力は年間延べ833人、自作地16,884㎡、小作地29,955㎡で、しょうが、干し大根、ニンニクを主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、トラックがそれぞれ4台と管理機2台、ショベル1台となっています。

担当調査委員は、5番の厚ヶ瀬委員です。以上です。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
5番厚ヶ瀬委員、お願いいたします。

5番厚ヶ瀬委員　報告いたします。
受付番号225号と226号ですが、借り人の M・N さんは、〇〇でもあり、また、認定農家でもございます。
タバコを廃作されまして、現在、しょうが、ニンニク等を幅広く植え付けて、耕作をされてます。
周りの方にもどんどん推進されまして、意欲と能力のある、また、年間を通して農業にも従事されてます。
審議のほどをよろしくお願いいたします。　　終わります。

議長 　ただ今、受付番号225号と226号について、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委員 　(委員の中から「ありません」の声)

議長 　異議なしと認めます。「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号225号から226号についてを採決します。
お諮りします。議案第31号のうち受付番号225号と226号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 　(委員の中から「異議なし」の声)

議長 　異議なしと認めます。したがって、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号225号と226号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 M 委員の入室を許します。　　(M 委員=入室)

続いて、〇〇番 H 委員の退室を求めます。　　(H 委員=退室)

次に「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号227号から234号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号227号から234号について、説明いたします。

まず、受付番号227号の貸し人は、 K・T さん、 H 自治会の方です。
申請地は、
・田代麓字塩井川1860番1、現況地目は田、地積は、1,957㎡です。
貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、米2俵となっています。
借り人は、 K さん、本年2月に法人化された、 H 自治会に拠点を置く農業生産法人です。経営規模は、構成員6、雇用労力は200日となっています。
農業機械の所有状況は、コンバイン4台、乾燥機6台、トラクター2台の他、田植え機、畦塗り機、マニュアルスプレッダーがそれぞれ1台となっています。
今までは、任意の共同利用組織として、水稻作に係る受託作業を主体に、運営をされてきましたが、今後は、農業生産法人として、共同で農業経営に取り組まれるとのことですので。

以下、受付番号234号までの借り人は、K さんですので、経営概況等の説明は、省略します。

また、受付番号227号から234号の担当調査委員は、8番の鍋委員です。

次の受付番号228号の貸し人は、M・A さん、I 自治会の方です。

申請地は、

・田代麓字永山1277番、現況地目は畑、地積は、3,324㎡です。

貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、63,000円となっています。

次の受付番号229号の貸し人は、M・M さん、Y 自治会の方です。

申請地は、

・田代麓字洗切2054番10、現況地目は田、地積は、1,375㎡です。

貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、米1俵となっています。

次の受付番号230号の貸し人は、O・F さん、K 自治会の方です。

申請地は、

・田代麓字落ノ口2320番1、現況地目は田、地積は、1,483㎡です。

貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、米1俵となっています。

次の受付番号231号と232号の貸し人は、K・Y文 さん、H 自治会の方です。

申請地は、

231号が、田代麓字土屋2274番1、現況地目は田、地積は、991㎡

232号が、田代麓字上田野首2497番1、現況地目は田、地積は、1,247㎡で、2筆の合計は、2,418㎡となっています。

貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で米5俵となっています。

事務局

次の受付番号233号と234号の貸し人は、K・K さん、H 自治会の方です。

申請地は、

233号が、田代麓字土屋2273番1、現況地目は田、地積は、1,213㎡

234号が、田代麓字土屋2273番2、現況地目は田、地積は、700㎡で、2筆の合計は、2,418㎡となっています。

貸付期間は平成26年1月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で米2俵となっています。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号227号から234号について、8番鍋委員、お願いいたします。

8番
鍋委員

それでは、説明いたします。

今、説明がありましたけれども、私も調査してきましたので、一応、こちらの方で説明したいと思います。

227号から234号までの借り人の K ですが、先ほどありましたように、今年の2月に発展的に発足しました農事組合法人で、前身は K 地区5集落、構成員が25名ということで、平成9年より任意組織で、主に水田の受託の作業を行ってこられています、 K です。

この組合長は、〇〇である H・T さんです。

今回の利用権設定で、227号から234号のうち、今まで H さん個人名で設定されていたものを、今年2月に組織を農事組合法人化したことにより、今後の設定は、組合との契約にするということでした。230号と231号については、今回、新たに設定を結ぶということです。

いずれの土地も、今まで管理作業をされておられ、また、組合において、あらゆる種類の農業機械等も準備されており、構成員と、また、実績などを考えましても何ら問題はないものと思います。

それから228号の小作料の件ですが、ここは肝属南部の永山団地の中にありまして、条件の良いことと、それから、水稻の育苗をするためのハウスが建てられておられて、さらに、水の使用料を払っているという関係で、小作料が高くなっているということでした。終わります。

議 長

ただ今、受付番号227号から234号について、担当委員から調査報告がありました。が、質問、異議等はありませんか。

2番
鈴委員

いいですか。

この小作料ですが、大体1反歩1俵くらいで借りていらっしゃるようですが、この231・232号だけが、ちょっと高いようですが何か理由があるんですか。

事務局

はい。私が受付をしたときに聞いたんですけれども、今まで借りていた小作料で今度もやっていく、ちいうことでしたので、この分は高かったけど、これでいくという話を聞きました。

他の方も、いらない、ち。この1俵の方々は、いらない、ちいうことだったけど、組合が借りるんだからゼロちいうのはおかしいだろうという組合長の判断で、1俵ずつつけてあります。

10番
平原委員

こん畑は、何ゆ作つと。。

8番
鍋委員

ハウスです。

事務局

育苗ハウスです。肝属南部の土地です。

議 長

他にありませんか。

委 員

(委員の中から「ありません」の声)

議 長

異議なしと認めます。「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号227号から234号についてを採決します。

お諮りします。議案第31号のうち受付番号227号から234号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委 員

(委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号227号から234号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 H 委員の入室を許します。 （ H 委員＝入室）

続いて、〇〇番 T 委員の退室を求めます。 （ T 委員＝退室）

次に 「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号235号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号235号について、説明いたします。

事務局 受付番号235号の貸し人は、 T・T さん、 K 自治会の方です。
申請地は、
・神川字真手ヶ山4612番、現況地目は畑、地積は、3,639㎡ です。
貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、40,000円となっています。
借り人は、 T・T さん、 K 自治会の方です。経営規模は、世帯員5、従事者4、自作地12,213㎡、小作地18,895㎡で、大根、パレイショを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター2台の他、いも掘り機、管理機、田植え機、軽トラック、トラックがそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、13番の鮫島委員です。 以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
受付番号235号について、13番鮫島委員、お願いいたします。

**13番
鮫島委員** ご報告申し上げます。
235号の貸し人の T・T さんは、皆さんご承知の 〇〇の T さんでございます。
また、借り人の T・T さんは、 K 自治会内において、大根そしてパレイショなどを作っておられる方でございます。皆さんご承知のことと思えますけれども、畑の方の利用状況もきちっとされております。
意欲、能力ともに備えておられ、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、受付番号235号について、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委 員 （委員の中から「ありません」の声）

議 長 異議なしと認めます。 「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号235号についてを採決します。
お諮りします。 議案第31号のうち受付番号235号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委 員 （委員の中から「異議なし」の声）

議 長

異議なしと認めます。したがいまして、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号235号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 T 委員の入室を許します。 （ T 委員=入室）

次に 「議案第32号 非農地証明願いについて」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「議案第32号 非農地証明願いについて」説明いたします。

事務局

資料は、36ページからになります。
受付番号3号の申請人は、N・Tさん、T在住の方です。
申請地は、
・馬場字大橋183番2、地籍は414㎡です。
地目は、台帳では畑となっていますが、現況は、雑種地であります。
会務報告でも報告しましたとおり、18日にNさんの代理人の立ち合いを求め、宿利原会長と調査委員の平原さん、事務局職員2名で現地の確認もしたところであり、
調査報告につきましては、10番の平原委員にお願いします。

受付番号4号の申請人は、N・Mさん、S自治会の方です。
申請地は、
・田代麓字高田山5094番5、地籍は1,166㎡です。
地目は、台帳では田となっていますが、現況は、原野であります。
会務報告でも報告しましたとおり、18日に申請人の立ち合いを求め、宿利原会長と調査委員の基さん、事務局職員3名で現地の確認もしたところであり、
調査報告につきましては、20番の基委員にお願いします。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
初めに、受付番号3号について、10番平原委員、お願いいたします。

10番
平原委員

調査報告いたします。
今、局長から話がありまして、18日に現地に行ってきたんですが、場所は、Kの裏側にあたります。すぐ左に曲がって海岸線に行く途中です。2件目かな。
昔から、私を知ってる限り、ここはずっともう荒地で、たまに雑草の草払いはしてある場所、別に畑にしよう、と言うような場所でもないようです。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
次に、受付番号4号について、20番基委員、調査報告をお願いいたします。

20番
基委員

はい、報告いたします。
先ほどと一緒に、11月18日ですね。2時30分に現地を確認してきました。
Sですね、国道448号を挟んだ、Sから150m南側になります。
ここは、元々田んぼでしたけれども、今で言う、迫田、水持ちが良くて田んぼには適さない農地でしたけれども、45年前から耕作をしていないということで原野と同然です。
今回、ちょっと埋め立てておられまして、現況ではございませんけれども、非農地としても良いのでは、ということで、私と会長と事務局3人で確認しました。
以上です。

議 長

ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第32号 非農地証明願について」を採決します。
お諮りします。議案第32号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第32号 非農地証明願について」は、
原案のとおり証明することに決定しました。

以上で平成25年度第8回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

議長
(会長)

20番

1番

議事録調整者 折久木まり子